

## Ⅱ. 公正取引委員会の動き

### 主な報道発表（令和3年3月24日～6月15日）

月 日	発表内容	頁
<b>独占禁止法</b>		
3月26日	「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」(案)に対する意見募集の結果の公示及び同ガイドラインの策定について	25
3月26日	日本アルコン株式会社から申請があった確約計画の認定について	26
3月29日	「スタートアップとの事業連携に関する指針」の公表について	27
4月28日	「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について」の改正について	28
5月26日	令和2年度における独占禁止法違反事件の処理状況について	30
6月 9日	独占禁止法に関する相談事例集(令和2年度)について	31
6月15日	グローバルウェーハズ・ゲーエムベーハーによるシルトロニック・アーゲーの株式取得に関する報告等の要請(第2次審査の開始)及び第三者からの意見聴取について	32
<b>下請法</b>		
3月31日	下請代金の支払手段について	33
5月11日	令和3年度「下請取引適正化推進月間」キャンペーン標語の一般公募について	34
6月 2日	令和2年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組	35
<b>消費税転嫁対策特別措置法</b>		
6月 4日	令和2年度における消費税転嫁対策の取組と今後の取組について	36

景品表示法		
3月30日	高知県農業協同組合に対する景品表示法に基づく措置命令について	37
3月31日	株式会社GSDに対する景品表示法に基づく措置命令について	38
6月 3日	株式会社ハウワイに対する景品表示法に基づく措置命令について	39
6月11日	株式会社ププレひまわりに対する景品表示法に基づく措置命令について	40
その他		
3月31日	デジタル市場における競争政策に関する研究会 報告書「アルゴリズム/AIと競争政策」について	41
5月17日	独占禁止政策協力委員等から寄せられた主な意見(令和2年度)について	42
6月10日	携帯電話市場における競争政策上の課題について(令和3年度調査)	43

## 「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」(案)に対する意見募集の結果の公示及び同ガイドラインの策定について

「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」(案)につきまして、令和2年12月24日(木)から令和3年1月25日(月)まで、策定に向けて、広く国民の皆様からの御意見を募集いたしました。

その結果、意見募集に対して84の団体・個人から御意見が寄せられ、これらの御意見に対する考え方について、別紙1(注)のとおり取りまとめました。できる限り多くの方の意見に対して考え方をお示しするため、団体・個人から複数の御意見をいただいた場合、その主なものについて記載しております。

また、お寄せいただいた御意見も踏まえ、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省の連名で「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」を策定いたしました。意見募集時からの本文の変更点については別紙2にまとめています。

御意見をお寄せいただいた皆様に感謝申し上げますとともに、引き続き、施策の推進に関しまして御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

(注) 別紙1については公取委HPを御確認ください。以下別紙2についても同様です。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料(令和3年)→3月→(令和3年3月26日)「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」(案)に対する意見募集の結果の公示及び同ガイドラインの策定について

(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/mar/210326.html>)を御覧ください。

## 日本アルコン株式会社から申請があった確約計画の認定について

公正取引委員会は、日本アルコン株式会社(以下「日本アルコン」といいます。)から独占禁止法第48条の7第1項の規定に基づき申請された確約計画が、独占禁止法の規定に違反する疑いのある以下に記載の行為が排除されたことを確保するために十分なものであり、かつ、その内容が確実に実施されると見込まれるものであると認め、同法第48条の7第3項の規定に基づき当該計画を認定(注1)(注2)しました。

当該申請は、公正取引委員会が同法第48条の6の規定に基づき令和3年1月7日に行った、日本アルコンの以下に記載の行為が同法第19条(不公正な取引方法第12項〔拘束条件付取引〕)の規定に違反する疑いがある旨の通知を受けた日本アルコンによって、確約計画の認定を求めてなされたものです。

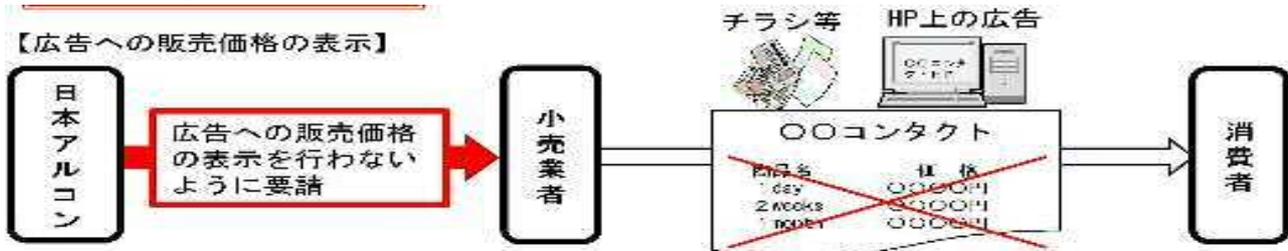
なお、本認定は、公正取引委員会が日本アルコンの当該行為が独占禁止法の規定に違反することを認定したものではありません。

(注1) 確約計画の認定は、確約手続に係る通知を受けた事業者から申請された確約計画を公正取引委員会が認定するという、独占禁止法に基づく行政処分です。

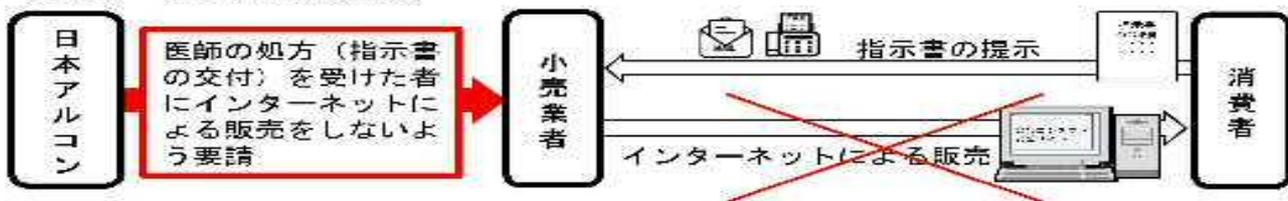
(注2) 公正取引委員会は、認定した確約計画の内容が実施されていないなどの場合には、独占禁止法第48条の9第1項の規定により当該認定を取り消し、確約手続に係る通知を行う前の調査を再開することとなります。

### 本件被疑行為の概要

#### 【広告への販売価格の表示】



#### 【インターネットによる販売】



詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料(令和3年)→3月→(令和3年3月26日) 日本アルコン株式会社から申請があった確約計画の認定について

(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/mar/210326daigo.html>) を御覧ください。

## 「スタートアップとの事業連携に関する指針」の公表について

- 1 公正取引委員会と経済産業省は共同して、令和2年11月公表の「スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書」の内容を踏まえ、スタートアップと連携事業者との間であるべき契約の姿・考え方を示すことを目的として、スタートアップとの事業連携に関する指針（以下「本指針」という。）を策定することとし、令和2年12月23日に原案を公表し、令和3年1月25日を期限として、関係各方面から広く意見を募集しました。
- 2 今回の意見募集では、21件の意見が提出されました。公正取引委員会及び経済産業省は、提出された意見等を慎重に検討した結果、原案を一部変更した上で別紙1（注）のとおり、本指針を策定し、公表しました。提出された意見の概要及びそれに対する公正取引委員会及び経済産業省の考え方は別紙2（注）、変更点は別紙3（注）のとおりです。
- 3 公正取引委員会及び経済産業省は、本指針を事業者等に十分に周知し、事業者の独占禁止法違反行為の未然防止等に役立てるとともに、公正取引委員会は、引き続き、独占禁止法を適正に運用してまいります。

(注)別紙1ないし別紙3については公取委HPを御確認ください。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→3月→（令和3年3月29日）「スタートアップとの事業連携に関する指針」の公表について  
（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/mar/210329.html>）を御覧ください。

## 「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について」の改正について

- 1 公正取引委員会は、フランチャイザー（以下「本部」といいます。）とフランチャイジー（以下「加盟者」といいます。）の取引において、どのような行為が独占禁止法上問題となるかについて具体的に明らかにすることにより、本部の独占禁止法違反行為の未然防止とその適切な事業活動の展開に役立てるために、「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について」（平成14年4月24日公正取引委員会。以下「本考え方」といいます。）を策定し、公表しています。
- 2 公正取引委員会は、フランチャイズ・システムを用いて事業活動を行うコンビニエンスストアの本部と加盟者との取引等について、24時間営業をはじめとして、これまでのコンビニエンスストアの本部と加盟者との在り方を見直すような動きが生じていることなどを受けて、両者の取引の実態を把握すべく、我が国に所在する大手コンビニエンスストアチェーンの全ての加盟者を対象とした初めての大規模実態調査を行い、令和2年9月に調査報告書を公表しました（注1）。当該調査の結果、コンビニエンスストアの本部と加盟者との取引においては、今なお多くの取り組むべき課題があることが明らかとなったため、公正取引委員会は、当該課題を踏まえて、本部に自主的な点検及び改善を要請するとともに、本考え方を改正することとし、令和3年1月29日に原案を公表し、同年3月1日を期限として、関係各方面から広く意見を募集したところです。
- 3 今回の意見募集では、44件の意見が提出されました。公正取引委員会は、提出された意見等を慎重に検討した結果、原案を一部変更した上で、別紙1（注2）のとおり、本考え方を改正し、公表することとしました。提出された意見の概要及びそれに対する公正取引委員会の考え方は別紙2、変更点は別紙3のとおりです。

なお、提出された意見については、公正取引委員会事務局経済取引局取引部企業取引課において閲覧に供します。
- 4 公正取引委員会は、本考え方を、フランチャイズ・システムを用いる事業者等に十分に周知し、事業者の独占禁止法違反行為の未然防止等に役立てるとともに、引き続き、コンビニエンスストアの本部と加盟者との取引について、本部による自主的な点検及び改善の動向に注視し、独占禁止法を適正に運用してまいります。

（注1）「コンビニエンスストア本部と加盟店との取引等に関する実態調査について」  
[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/sep/200902\\_1.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/sep/200902_1.html)

（注2）別紙1については公取委HPを御確認ください。以下別紙2及び別紙3についても同様です。

# フランチャイズ・ガイドラインの改正の概要（令和3年4月）



## フランチャイズ・ガイドラインの構成

1. 【ぎまんの顧客誘引】の観点から、加盟者募集時に開示することが望ましい事項を記載（当該事項の不開示等により優良誤認等を与え、競争者の顧客を不当に誘引した場合は違反となる）
2. 【優越的地位の濫用】の違反となり得る想定事例を例示

実態調査で明らかになった問題行為について、未然防止の観点から追加

## 実態調査報告書で明らかになった主な問題行為及び改正の概要

実態調査で明らかになった問題行為		ガイドラインの改正の概要	
①募集時の説明 (予想収益等)	・ 予想収益等の説明が不十分	➔	・ モデル収益等を示す場合は、収益を予想するものではない旨を説明するよう注記（上記1）
②仕入数量の強制	・ 無断発注による仕入数量の強制	➔	・ 「仕入数量の強制」の違反想定事例に、「加盟者の意思に反する発注」を追記（上記2）
③年中無休・ 24時間営業	・ 深夜帯の採算性の悪さや深刻な人手不足についての情報の不開示 ・ 時短営業の協議に応じない	➔	・ 「人手不足、人件費高騰等の経営に悪影響を与える情報の開示が望ましい旨を新設（上記1） ・ 違反想定事例に、時短営業の協議拒絶を新設（上記2）
④ドミナント出店	・ 周辺地域への追加出店時の「配慮」の内容が不明確 ・ 口頭での取決めを反故	➔	・ 配慮の具体的内容を明示するよう注記（上記1） ・ 違反想定事例に、取決めに反した場合を新設（上記2）
⑤見切り販売の制限	・ 見切り販売の手続が煩雑との意見	➔	・ 柔軟な売価変更が可能な仕組みの構築が望ましい旨の注記（上記2）

（その他、改正に伴う記載位置の整理、用語の説明の適正化、修辭上の修正）

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→4月→(令和3年4月28日)「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について」の改正について

(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/apr/210428fcgl.html>)を御覧ください。

## 令和2年度における独占禁止法違反事件の 処理状況について

公正取引委員会は、迅速かつ実効性のある事件審査を行うとの基本方針の下、国民生活に影響の大きい価格カルテル・入札談合・受注調整、中小事業者等に不当に不利益をもたらす優越的地位の濫用や不当廉売などに厳正かつ積極的に対処することとしています。

令和2年度においては、私的独占事案、価格カルテル事案、入札談合事案及び受注調整事案について積極的に審査を行い、排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったことに加え、国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な入札談合事案について告発を行いました。また、IT・デジタル関連分野、人材関連分野、新型コロナウイルス感染症関連分野等についても積極的な審査を行い、確約計画を認定するなどの対処を行いました。このように、社会的ニーズに的確に対応し、多様な事件に取り組みました。

事件審査においては、独占禁止法を迅速・確実に執行していくため、収集したデータをより効率的に分析する新システムを整備しました。また、事件調査の対象の事業者から提出があった経済分析に基づく意見書について詳細に分析・検討等を行うなど、必要に応じて経済分析を行いました。

さらに、令和2年12月に施行された独占禁止法改正により、調査協力減算制度が導入されました。これに先立ち、同年9月に、事業者にとっての予見可能性及び法運用の透明性を高め、事件調査への事業者による協力を促すことを目的に「調査協力減算制度の運用方針」を策定し、これに則って同制度を運用していくこととしました。

令和2年度における排除措置命令の状況、課徴金納付命令の状況、公正取引委員会に寄せられた報告（申告）の件数等については、下記のURLからご覧いただけます。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→5月→（令和3年5月26日） 令和2年度における独占禁止法違反事件の処理状況について

(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/may/210526.html>) を御覧ください。

## 独占禁止法に関する相談事例集(令和2年度)について

公正取引委員会は、独占禁止法の運用に当たり、独占禁止法違反行為の未然防止と事業者及び事業者団体(以下「事業者等」といいます。)の適切な事業活動に役立てるため、事業者等が実施しようとする具体的な行為に関して個別の相談に対応しています。

また、公正取引委員会では、事業者等の独占禁止法に関する理解を一層深めることを目的として、相談者以外にも参考になると考えられる主要な相談の概要を取りまとめ、相談事例集として毎年公表しています。

このたび、公正取引委員会は、令和2年度における事業者等の活動に関する主要な相談事例を取りまとめ、「独占禁止法に関する相談事例集(令和2年度)」として公表しました。今回の相談事例集には、以下の11件の相談事例を掲載しており、各事例の内容は、公取委HPで御確認していただくことができます。

- 1 新型コロナウイルス感染症に係る活動に関する相談(3件)
- 2 事業者の活動に関する相談(4件)
- 3 事業者団体の活動に関する相談(4件)

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料(令和3年)→6月→(令和3年6月9日) 独占禁止法に関する相談事例集(令和2年度)について  
(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jun/210609.html>)をご覧ください。

## グローバルウェーハズ・ゲーエムベーハーによるシルトロニック・アーゲーの株式取得に関する報告等の要請(第2次審査の開始)及び第三者からの意見聴取について

公正取引委員会は、グローバルウェーハズ・ゲーエムベーハー(本社ドイツ。以下「グローバルウェーハズ」といいます。)によるシルトロニック・アーゲー(本社ドイツ)の株式取得(以下「本件株式取得」といいます。)について、グローバルウェーハズから独占禁止法の規定に基づく計画届出書の提出を受け、本件株式取得が競争に与える影響について審査を行ってきましたが、より詳細な審査が必要であると認められましたので、同法第10条第9項の規定に基づき、グローバルウェーハズに対し、報告等を求めました。また、本件株式取得が競争に与える影響について、第三者からの意見書を受け付けることとしました。

なお、当委員会が本件株式取得について報告等の要請を行ったことは、本件株式取得が独占禁止法上問題となることを意味するものではありません。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料(令和3年)→6月→(令和3年6月15日) グローバルウェーハズ・ゲーエムベーハーによるシルトロニック・アーゲーの株式取得に関する報告等の要請(第2次審査の開始)及び第三者からの意見聴取について  
(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jun/210615w.html>)をご覧ください。

## 下請代金の支払手段について

公正取引委員会は、中小事業者の取引条件の改善を図る観点から、下請法等の一層の運用強化に向けた取組を進めており、その取組の一環として、平成28年12月に下請代金の支払はできる限り現金によるものとする事等を要請したところでした。

今般、下請代金の支払の更なる適正化を図るため、公正取引委員会事務総長及び中小企業庁長官の連名の文書をもって関係事業者団体に対して要請することとしました。

### 要請の内容

- 1 下請代金の支払は、できる限り現金によるものとする事。
- 2 手形等により下請代金を支払う場合には、当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議して決定すること。当該協議を行う際、親事業者と下請事業者の双方が、手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて具体的に検討できるように、親事業者は、支払期日に現金により支払う場合の下請代金の額並びに支払期日に手形等により支払う場合の下請代金の額及び当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストを示すこと。
- 3 下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、60日以内とする事。
- 4 前記1から3までの要請内容については、新型コロナウイルス感染症による現下の経済状況を踏まえつつ、おおむね3年以内を目途として、可能な限り速やかに実施すること。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→3月→（令和3年3月31日）下請代金の支払手段についてについて

（[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/mar/210331\\_shitaukeshudan.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/mar/210331_shitaukeshudan.html)）を御覧ください。

## 令和3年度「下請取引適正化推進月間」キャンペーン標語の一般公募について

公正取引委員会及び中小企業庁は、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、下請法の普及・啓発に係る取組を集中的に実施しています。

今年度も、下請取引適正化推進月間における下請取引の適正化に向けた取組を効果的にPRすることを目的として、キャンペーン標語の一般公募を行うこととしました。

令和3年度のキャンペーン標語のテーマは「書面の交付義務」です。テーマ選定の理由及び過去10年間のキャンペーン標語は次のとおりです。

※申し訳ありませんが公募期間は6月10日までのため、既に終了しています。

### ◇テーマ選定の理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、下請事業者をはじめとした中小企業・小規模事業者が厳しい経営環境に直面している今こそ、発注内容の明確化等を通じて、発注内容の頻繁な変更を抑制する必要があります。そこで、下請取引の大原則である発注書面の交付義務について改めて考えることにより、下請取引の基盤をしっかりとしたものにするを目的としたテーマとしました。

### ●過去10年間の「下請取引適正化推進月間」キャンペーン標語

令和2年度	叩くのは 価格ではなく 話し合いの扉
令和元年度	無茶な依頼 しないさせない 受け入れない
平成30年度	見直そう 働き方と 適正価格
平成29年度	取引条件 相互に築く 未来と信頼
平成28年度	下請けの 確かな技術に 見合った対価
平成27年度	押しつけず 叩かず 決めよう 適正価格
平成26年度	信用は 適正払いの 積み重ね
平成25年度	下請代金 きちっと払って 築こう信用
平成24年度	下請法 知って守って 企業のモラル
平成23年度	交付しよう 発注書面 トラブル回避の第一歩

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料(令和3年)→5月→(令和3年5月11日)下請代金の支払手段についてについて

(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/may/210511.html>)を御覧ください。

## 令和2年度における下請法の運用状況及び 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、6月2日、「令和2年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組」を公表しました。主な内容は以下のとおりです。

●下請法違反行為に対する勧告等

勧告4件。指導は過去最高の8, 107件

●下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

親事業者216名から、下請事業者6, 354名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額5億3992万円相当の原状回復が行われた。

●各種講習会の開催

下請取引適正化推進講習会を32会場にて開催。また、下請法基礎講習会を59回開催

●下請法等に係る相談対応

10, 838件の相談に対応

●取引実態調査等

コンビニエンスストア本部と加盟店との取引等に関する実態調査及び「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方」の改正

●新型コロナウイルス感染症に関連した取組

下請法等に係るQ&Aの公表。下請法基礎講習会のeラーニング教材の公表

●下請代金の支払の適正化に向けた取組

おおむね3年以内を目途として可能な限り速やかに手形等のサイトを60日以内とすることなど、下請代金の支払の適正化に関する要請を行った。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→6月→（令和3年6月2日） 令和2年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組  
（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jun/210602.html>）を御覧ください。

## 令和2年度における消費税転嫁対策の取組と今後の取組について

公正取引委員会は、6月4日、「令和2年度における消費税転嫁対策の取組と今後の取組について」を公表しました。主な内容は以下のとおりです。

- 消費税転嫁対策特措法違反行為に対する勧告等  
勧告5件。指導280件
- 特定供給事業者が被った不利益の原状回復の状況  
特定事業者279名から、特定供給事業者46,504名に対し、総額7億3257万円相当の原状回復が行われた。
- 転嫁拒否行為等に係る相談対応  
553件の相談に対応
- 事業者及び事業者団体に対するヒアリング調査  
様々な業界における転嫁拒否行為に関する情報や取引実態を把握するため、1,430名の事業者及び892の事業者団体に対してヒアリング調査を実施
- 消費税転嫁対策特別措置法の失効に関する取組  
消費税転嫁対策特別措置法は、令和3年3月31日をもって失効したが、同法の失効後における転嫁拒否行為に関して、特に注意すべき点について、独占禁止法及び下請法の考え方をQ&A形式で示した「消費税転嫁対策特別措置法の失効後における消費税の転嫁拒否等の行為に係る独占禁止法及び下請法の考え方に関するQ&A」を作成し、公正取引委員会HPの消費税転嫁対策コーナーに掲載

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料(令和3年)→6月→(令和3年6月4日) 令和2年度における消費税転嫁対策の取組と今後の取組について

(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jun/210604.html>) を御覧ください。

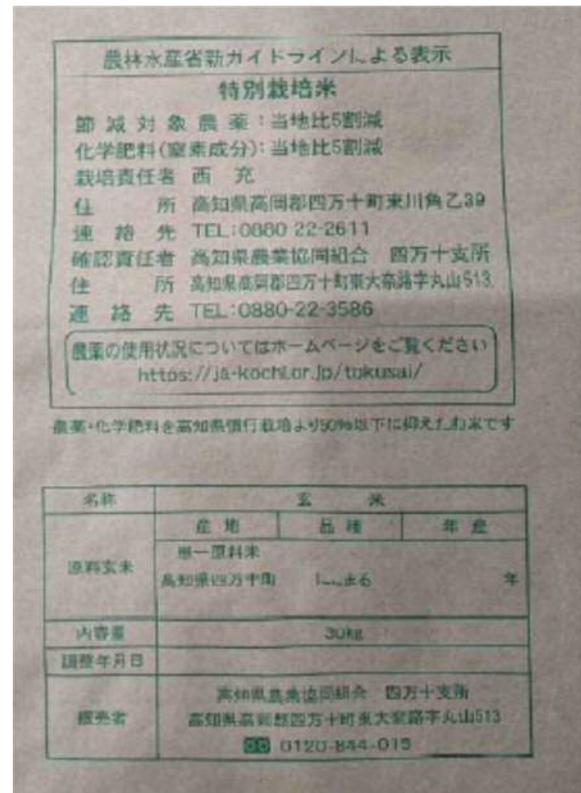
# 景品表示法（優良誤認）

令和3年3月30日公表

## 高知県農業協同組合に対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、高知県農業協同組合に対し、同組合が供給する米に係る表示について、消費者庁及び公正取引委員会(公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所四国支所)の調査の結果を踏まえ、景品表示法に違反する行為(同法第5条第1号(優良誤認)に該当)が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令を行いました。

### 実際の表示（一部）



詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料(令和3年)→3月→(令和3年3月30日)高知県農業協同組合に対する景品表示法に基づく措置命令について

(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/mar/210330.html>)を御覧ください。

# 景品表示法（優良誤認）

令和3年3月31日公表

## 株式会社GSDに対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、株式会社GSDに対し、同社が供給する「<sup>イオン メディック オーリラ</sup>ION MEDIC O-RELA」と称する商品に係る表示について、消費者庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局東北事務所）の調査の結果を踏まえ、景品表示法に違反する行為（同法第5条第1号（優良誤認）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令を行いました。

### 実際の表示（一部）

大切な人を守りたいから、空気を洗って快適なお部屋作り。

ウイルス 菌  
ダニの死骸 ニオイ

空気中に浮遊するウイルス・菌・ダニの死骸やフンなどのアレル物質を分解し不活性化!  
Comfortable life to you

PM2.5とは—  
直径2.5μm(1μmは1mmの千分の1)以下の微粒子。大気中の主要物質とされている浮遊粒子状物質(PM)は、単独基準として大気中に浮遊する有害物質であってその粒径が10μm以下のものが多い。PM2.5はさらにその粒径を更に細く、それより有害な成分が多い。PM2.5は、呼吸器系を通過し、やすく、肺動脈を流して心臓に付着するため、人体への影響が大きいと考えられている。代表的な微粒子物質であるディーゼル排気粒子は、大気中のPM2.5の10%程度にあり、粒子径や化学組成が全く異なるものの健康影響との関連が報告されている。

今こそ頼りになるオーリラ  
オーリラは、人体に大きな影響を与える空気中の有害物質や、生命の危機を伴うウイルスを分解・除去することが実証されております。

- PM2.5・PM1.0等の大気汚染物質
- 花粉
- 黄砂
- ダイオキシン
- マイコプラズマ
- RSウイルス
- 肺炎ピリオ菌
- 黄色ブドウ球菌
- レジオネラ菌
- サルモネラ菌

また、オーリラはインフルエンザウイルス、ノロウイルスに効果絶大!!

インフルエンザウイルス・ノロウイルスに効果絶大!!

詳しくは公取委HP  
トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→3月→（令和3年3月31日）株式会社GSDに対する景品表示法に基づく措置命令について  
（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/mar/210331.html>）を御覧ください。

## 株式会社ハウワイに対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、株式会社ハウワイに対し、同社が供給する「エターナルアイラッシュ」と称する商品及び「重ね発酵ハーブ茶」と称する食品に係る表示について、消費者庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所）の調査の結果を踏まえ、それぞれ、景品表示法に違反する行為（同法第5条第1号（優良誤認）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令を行いました。

### 実際の表示（一部）

#### （エターナルアイラッシュ）



#### （重ね発酵ハーブ茶）



詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→6月→（令和3年6月3日）株式会社ハウワイに対する景品表示法に基づく措置命令について

（[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jun/210603\\_honbun.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jun/210603_honbun.html)）を御覧ください。

## 株式会社ププレひまわりに対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、株式会社ププレひまわりに対し、同社が供給する「ウイルオフ ストラップタイプ」と称する商品に係る表示について、消費者庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所中国支所）の調査の結果を踏まえ、景品表示法に違反する行為（同法第5条第1号（優良誤認）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令を行いました。

実際の表示（店頭POP）



詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→6月→（令和3年6月11日）株式会社ププレひまわりに対する景品表示法に基づく措置命令について

（[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jun/210611\\_honbun.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jun/210611_honbun.html)）を御覧ください。

## デジタル市場における競争政策に関する研究会 報告書「アルゴリズム/AIと競争政策」について

近年の急速な技術の進展により変化の激しいデジタル市場においては、公正かつ自由な競争を確保し、事業者の創意工夫を促すため、デジタル市場の取引実態や競争環境に即して、競争政策を有効かつ適切に推進していくことが重要となっています。

アルゴリズムやAI（人工知能）は、デジタル市場におけるイノベーションのプロセスの鍵となる技術であり、多くの事業者がアルゴリズムやAIを利用して事業活動を行っています。そのため、デジタル市場における競争政策の推進のためには、アルゴリズムやAIがもたらす事業活動や競争環境の変容を理解することが重要です。

また、アルゴリズムやAIは、事業活動を効率化させ、消費者の利便性を向上させるなど社会に大きな便益をもたらす一方で、アルゴリズムやAIを利用した反競争的行為について海外当局が措置を講じた事例が出てきているなど、我が国においても、アルゴリズム/AIと競争政策を巡る課題・論点について検討する必要性が高まっています。

公正取引委員会は、このような認識の下、デジタル市場における独占禁止法・競争政策上の諸論点や課題について研究を行うことを目的として、経済取引局長主催の「デジタル市場における競争政策に関する研究会」（座長：柳川範之 東京大学大学院経済学研究科教授）を開催し、アルゴリズム/AIと競争政策について、令和2年7月から8回にわたって検討を行ってきました。

同研究会の報告書「アルゴリズム/AIと競争政策」を公表しました（注）。

（注）報告書については公取委HPをご確認ください。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→3月→（令和3年3月31日）デジタル市場における競争政策に関する研究会 報告書「アルゴリズム/AIと競争政策」について

（[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/mar/210331\\_digital.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/mar/210331_digital.html)）をご覧ください。

## 独占禁止政策協力委員等から寄せられた主な意見（令和2年度）について

公正取引委員会は、競争政策への理解の促進と地域の経済社会の実情に即した競争政策の運営に資するため、独占禁止政策協力委員制度を設置し、各地域の有識者150名に委員を委嘱するとともに、各地域の経済団体などとの懇談会を開催し、独占禁止法などの運用や競争政策の運営などについて意見及び要望を聴取しています。

令和2年度に寄せられた主な意見は、以下の項目で公取委HPに掲載しております（注）。

- 1 変化する社会経済環境における公正取引委員会に対する期待について
- 2 新型コロナウイルスの感染拡大がもたらす経済や事業活動等への影響、事業者・消費者が直面する課題等について
- 3 地域経済の実情と競争政策上の課題について
- 4 優越的地位の濫用規制・下請法の規制について
- 5 競争環境の整備に係る調査・提言について
- 6 消費税転嫁対策について
- 7 広報・広聴活動について

（注）地域ブロックごとの詳細は、公取委HPをご確認ください。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→5月→（令和3年5月17日）独占禁止政策協力委員等から寄せられた主な意見（令和2年度）について  
(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/may/210517.html>)をご覧ください。

# 携帯電話市場における競争政策上の課題について（令和3年度調査）

## 1 調査の趣旨

携帯電話は、国民生活に必要不可欠なものであり、家計に占める携帯電話通信料の割合はこれまで増加傾向にあったことから、料金の低廉化・サービスの向上を図るために競争環境を整備することは、政府の重要な課題となっています。

公正取引委員会は、平成28年8月と平成30年6月に「携帯電話市場における競争政策上の課題について」実態調査報告書を公表しましたが、平成30年度報告書の公表以降、携帯電話市場においては、通信料金と端末代金の完全分離等を内容とする電気通信事業法の一部を改正する法律が令和元年10月1日に施行され、また、新たな通信事業者がMNO（Mobile Network Operator）（注1）として参入するなど、競争環境に様々な変化が生じています。

このため、携帯電話市場の競争状況を把握し、競争政策上の問題を検討するため、平成30年度報告書のフォローアップ調査を行いました。

これに加え、消費者が最適な料金プランを選びやすい環境の整備に向けた課題、携帯電話端末に係る課題、MVNO（Mobile Virtual Network Operator）（注2）の競争環境の確保に向けた課題、MNOと販売代理店との取引に関する課題等についての調査・検討を行いました。

なお、本報告書のうち、第4の「5 中古端末の流通」及び「6 携帯電話端末の修理」については、総務省と合同で行った調査に基づくものです。

（注1）MNOとは、電気通信役務としての移動体通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であって、当該移動体通信サービスに係る無線局を自ら開設（開設された無線局に係る免許人等の地位の承継を含む。）又は運用している者である。

（注2）MVNOとは、①MNOの提供する移動体通信サービスを利用して、又はMNOと接続して、移動体通信サービスを提供する電気通信事業者であって、②当該移動体通信サービスに係る無線局を自ら開設しておらず、かつ、運用をしていない者である。

## 2 調査の結果

概要及び報告書本体については公取委HPを御確認ください。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→6月→（令和3年6月10日）携帯電話市場における競争政策上の課題について（令和3年度調査）

（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jun/210610.html>）をご覧ください。